

# 第1部

## 地域福祉計画の策定

### 第1章 地域福祉計画とは

1. 計画策定の背景と目的
2. これまでの計画の概要と本計画との関連
3. 計画の策定手法
4. 計画の期間
5. 計画の位置づけ

### 第2章 東海村の地域福祉の現状

1. 統計からみた本村の現状
2. 地域福祉に関する住民の意識（ニーズ調査より）
3. 地域福祉を取り巻く国の動向

### 第3章 計画の実施状況と見直し

# 第1章 地域福祉計画とは

## 1. 計画策定の背景と目的

我が国では、近年における少子・高齢化、都市化、核家族化の進展や核家族の多世代化、さらには単身化の急速な進展やライフスタイルの多様化などにより、従来の「支え合いの仕組み」として機能してきた家族や地域とのつながりが弱くなるなど、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。このような変化で地域の支え合いの力が弱まったことにより、様々な障がいや困難、生活課題を抱えた人々が地域の中で孤立するなどの問題が出てきました。

そうした中で、平成12年6月に「社会福祉法」が改正され、法律の中に初めて「地域福祉の推進」という言葉が盛り込まれました。同時に、平成15年度から市町村は地域福祉計画を、県は地域福祉支援計画をつくることが求められました。

地域福祉計画は、各地方自治体が、地域住民の意見を十分に反映させながら主体的に策定する計画であり、各地方自治体における今後の地域福祉を総合的に推進する上で、大きな柱となるものです。

地域福祉を進めていく目的は、福祉サービスを必要とする住民に対し、地域社会の一員として毎日の生活を送り、社会、経済、文化その他様々な分野の活動に参加する機会を柔軟に提供できるようにすることです。

そのためには、地域に関わる全ての人々が一体となり、ともに助け合い、支え合う地域づくりと、そのための羅針盤となる地域福祉計画の策定、さらには、まさに、住民と行政の“協働”による計画の推進・実現が重要になります。



## 2. これまでの計画の概要と本計画との関連

村ではこれまでに、地域福祉計画を3度策定してきました。ここで、これまでの計画の概要を紹介し、東海村の地域福祉推進の流れを振り返ります。

### 【第1次地域福祉計画】（平成16～20年度）

第1次地域福祉計画（以下「第1次計画」）は、平成15年度という茨城県内でも早い時期に策定されました。その際には、住民や行政、民生委員・児童委員、村社協等が連携し、地域に根ざした1,200を超える生活課題を集めました。そして、それらを解決するため、住民と行政がそれぞれに取り組むべき施策と協働で取り組むべき施策について示しました。

その結果、多くの住民及び福祉関係者が計画の策定を通して「地域福祉」の重要性を認識することができ、地区社協や複数の福祉関係NPO法人設立の、一つの契機となりました。第1次計画は、住民の地域福祉への意識を醸成し、住民活動を活性化させるきっかけをつくった計画と言えます。

しかし、対象とした生活課題の範囲があまりにも広がったため、その後の進行管理及び評価が難しくなったという反省も残りました。

### 【第2次地域福祉計画】（平成23～27年度）

第2次地域福祉計画（以下「第2次計画」）では、対象範囲を大幅に見直し、広義の福祉ではなく、狭義の福祉、いわゆる「地域福祉」を範囲とし、実現可能で、かつ、実効性の高い計画としました。さらに、「地域福祉の充実のために行政として何をすべきか」について整理し、行政施策を中心とした計画としました。また、「協働」という言葉について定義付けを行い、「行政主体」「住民主体」といった言葉の使い方や考え方についても住民と行政間、行政組織内部で意思統一を図るよう努めました。

しかし、計画期間中に東日本大震災が起き、その対応に追われたことなどもあり、十分に実施できない施策がいくつか残りました。

### 【第3次地域福祉計画】（平成28～令和2年度）

第3次地域福祉計画（以下「第3次計画」）では、東日本大震災後に第2次計画の進行管理が思うように進まなかった反省を踏まえ、計画策定時にあらかじめ評価方法や評価基準を定め、施策の進行、評価を速やかに行えるようにしました。

しかし、地域福祉の専門家からは第3次計画の目標に向かって事業が進められていると評価されたものの、住民からは取組みが地域に十分浸透していないという評価を受け、これまでの取組みをより一層進め、住民への事業の周知と理解を得ることが課題となりました。

### 【第4次地域福祉計画】（令和3～令和7年度）

今回、第3次計画の策定から5年が経過したため、これまでの施策の実施状況や社会情勢の変化、法制度の改正等を踏まえたうえで第3次計画の見直しを行い、引き続き東海村の地域福祉の基本計画として、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第4次地域福祉計画を策定しました。

### 3. 計画の策定手法

地域福祉計画の策定は、住民参画が基本です。その目的は2点あります。

1. 計画の策定過程で住民の皆さんに自分たちの地域の福祉に関心を持ってもらい、地域のあらゆる人たちのために主体的に行動する意識を醸成するため。
2. 地域福祉の推進には、住民と行政の協働が欠かせないものであり、計画策定過程からその体制をつくっていくため。

第4次計画の策定にあたっては、計画の推進及び進行管理を行う組織である「地域福祉計画推進会議」に、住民、学識経験者、民生委員・児童委員、主任児童委員、地区社協代表者、ボランティア団体代表者、村社協職員など、幅広い層の住民が参画し、前計画の評価から東海村の現状及び課題の分析、新計画の施策体系の検討など、平成28年度から令和2年度にかけて、計19回の会議を重ねました。その結果、委員の方々から「住民の声を代弁」する形で多くの意見や示唆をいただき、それらを計画に反映させ策定しました。

この間、同時進行で関係各課の持つデータを収集し、担当者の意見も幅広く聴取したうえで、連携して施策を推進していけるよう、調整を行いました。

また、住民の皆さんや民生委員・児童委員、地区社協、介護・障がい等サービス事業所へニーズ調査を行い、地域の現状を把握するとともに、地域福祉に関する意見を伺いました。

さらに、計画の素案完成後には、住民全般へ向けたパブリックコメントを実施し、そこでいただいた意見をもとに最終案を完成させるなど、住民の意向を十分に反映させました。



このように、地域福祉計画は住民の皆さんと行政が一緒になって考え、作った計画です。そのため、両者はともに計画に対する責任を分かち合い、助け合って施策を推進し、構想を実現していくこととなります。



地域福祉計画推進会議の様子

### 4. 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化等に対応するため、令和5年度には計画の見直しを行います(64ページ「第4次計画の進行管理及び評価方法」参照)。

## 5. 計画の位置づけ

### 【総合計画との関係】

村には、未来に向けたまちづくりの指針として、行政の大きな方向性を示した「第6次総合計画」があります。

第4次地域福祉計画は、そのうちの健康・福祉分野の政策の1つを担っており、「第6次総合計画」の下位計画として、両計画は整合性が図られています。

### 【他の行政計画との関係】

平成30年の法改正により、地域福祉計画は策定が任意とされていたものが努力義務となったほか、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられることになりました。

現在、本村における福祉・健康分野では、本計画のほかにも、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくり、自殺対策といった各分野で計画がつくられ、それぞれに定める理念に基づき、具体的な施策を推進しています。

「地域福祉計画」はこれら個別計画の上位計画として、福祉・健康分野に共通する基本的な理念を示し、地域の福祉力を高めるための計画となっています。

ほかにも関係する行政計画等として、「自治基本条例」「協働の指針」「男女共同参画行動計画」「地域防災計画」「災害時避難行動要支援者避難支援全体計画(災援プラン)」などがあります。

### 【成年後見制度利用促進基本計画との関係】

高齢化の進展により成年後見制度の必要性が高まっているにもかかわらず、利用が進んでいないという状況を受け、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。法第14条では、市町村で「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(以下「成年後見制度利用促進基本計画」)を策定するよう努めることとされています。

本村では、成年後見制度利用促進基本計画を、地域福祉計画と一体的に策定しています。

### 【村社協計画との関係】

村社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉を計画的に推進するための基本計画・実施計画であり、同時に、「地域福祉計画」の具現化を担う、アクションプランとしての側面も持っています。

つまり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに「Well Being(ウェルビーイング)(※<sup>11</sup>)」理念を共有し、地域福祉の推進を目指すため相互に連携するとともに、補完し合いながら地域福祉を推進する、「車の両輪」としての役割が期待されているのです。

---

<sup>11</sup> Well Being(ウェルビーイング)…社会福祉活動の達成目標を表す概念として、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。

## 【SDGsとの関係】

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むもので、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「住み続けられるまちづくりを」、「平和と公正をすべての人に」などの17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げています。

「誰一人取り残さない」社会の実現というSDGsの理念は、住み慣れた地域で全ての人々が安心して暮らすことのできる地域をつくるという地域福祉の考え方と共通しており、地域福祉計画においてもSDGsの視点を持ち、持続可能なまちづくりに向けて施策を推進する必要があります。

以下の表にて、地域福祉と関連の強い目標とターゲットを整理しました。地域福祉の観点では、目標17にある「公的、官民、市民社会のパートナーシップ」によって、その他の目標の実現に向けて取り組んでいくことが基本になります。

地域福祉計画に関連する目標と目標を達成するためのターゲット

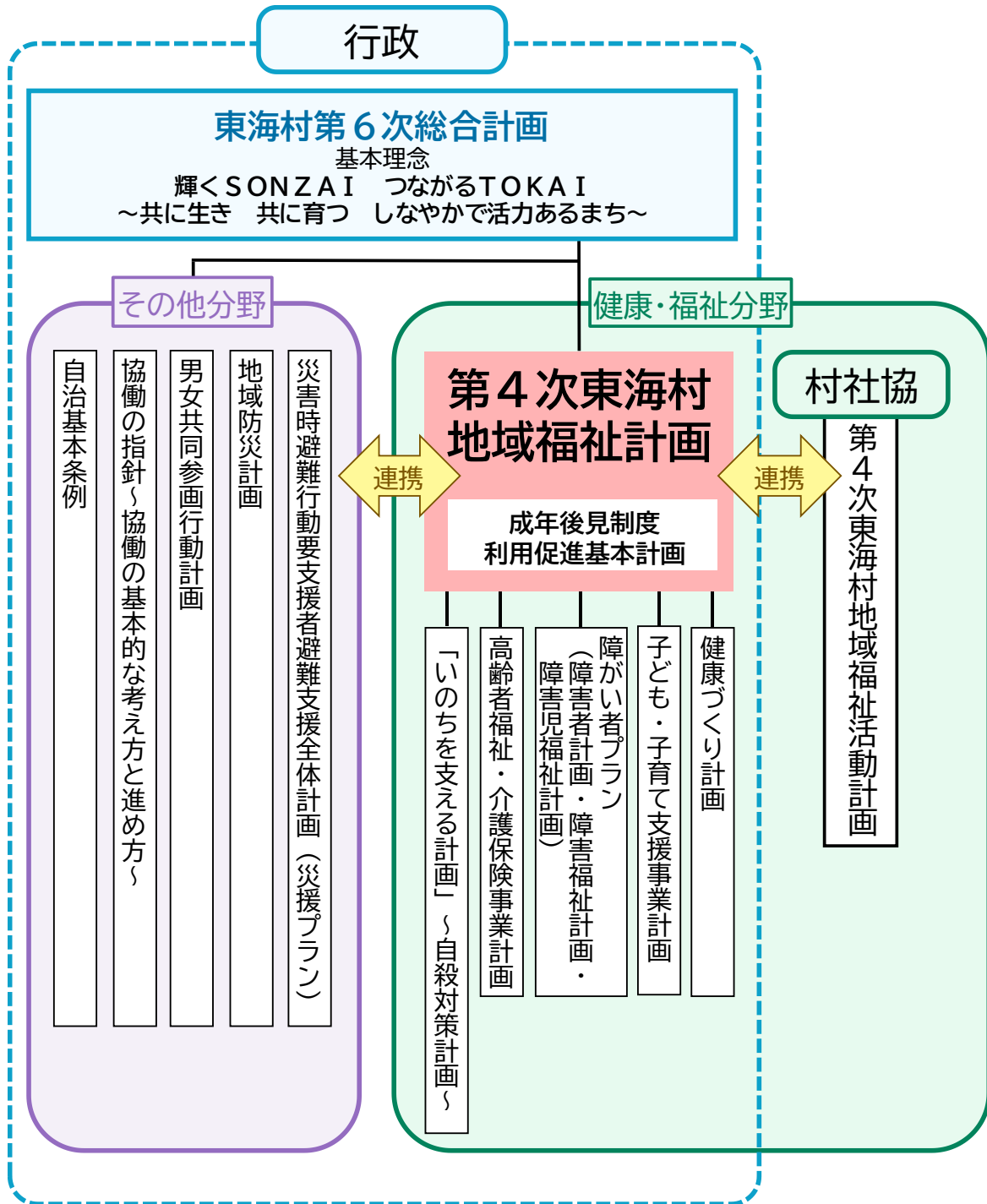
目標	ターゲット ※()内は地域福祉に関連するターゲットの番号
 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。(1.2)</li> <li>各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。(1.3)</li> </ul>
 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。(3.3)</li> <li>すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(※<sup>12</sup>)(UHC)を達成する。(3.8)</li> </ul>
 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。(4.2)</li> <li>2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ(※<sup>13</sup>)、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。(4.7)</li> </ul>

<sup>12</sup> ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ…全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態を指す。

<sup>13</sup> グローバル・シチズンシップ…一人ひとりが世界のどこにいてもその人らしく振舞い、行動するだけでなく、多種多様な価値観を持つ人と共に取り組み、新たな価値を生み出して社会に参画すること。

<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。(5.1)</li> <li>人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。(5.2)</li> </ul>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。(10.2)</li> </ul>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。(11.2)</li> <li>2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。(11.5)</li> <li>2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。(11.7)</li> </ul>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。(16.1)</li> <li>子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。(16.2)</li> </ul>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。(17.17)</li> </ul>

【地域福祉計画の位置付け】





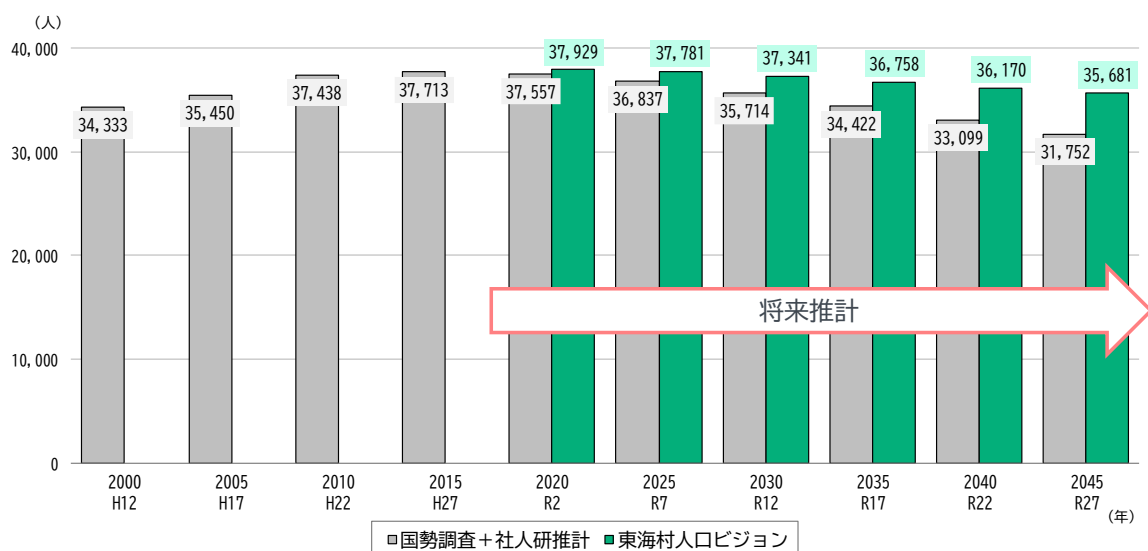
## 第2章 東海村の地域福祉の現状

### 1. 統計からみた本村の現状

#### (1) 総人口の推移と将来推計

本村の人口は、昭和30年に発足して以降、原子力事業所の進出、周辺地域での工業化の進展などにより年々増加し、平成27年10月1日現在では、37,713人となっています。その動態は、転入転出の社会増減(※<sup>14</sup>)が多いことが特徴であり、安定した増加傾向が続いていましたが、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、将来的には徐々に減少していき、令和27年(2045年)には32,000人を割り込むとされています。

このような推計がなされる中で、「東海村人口ビジョン」(令和2年3月改訂版)においては、本村の目指すべき人口規模を、令和22年(2040年)から令和27年(2045年)に約36,000人としました。そのための条件として、「合計特殊出生率(※<sup>15</sup>)及び年間出生数の維持」、「転入が転出を上回る社会増への転換と継続」を挙げています。



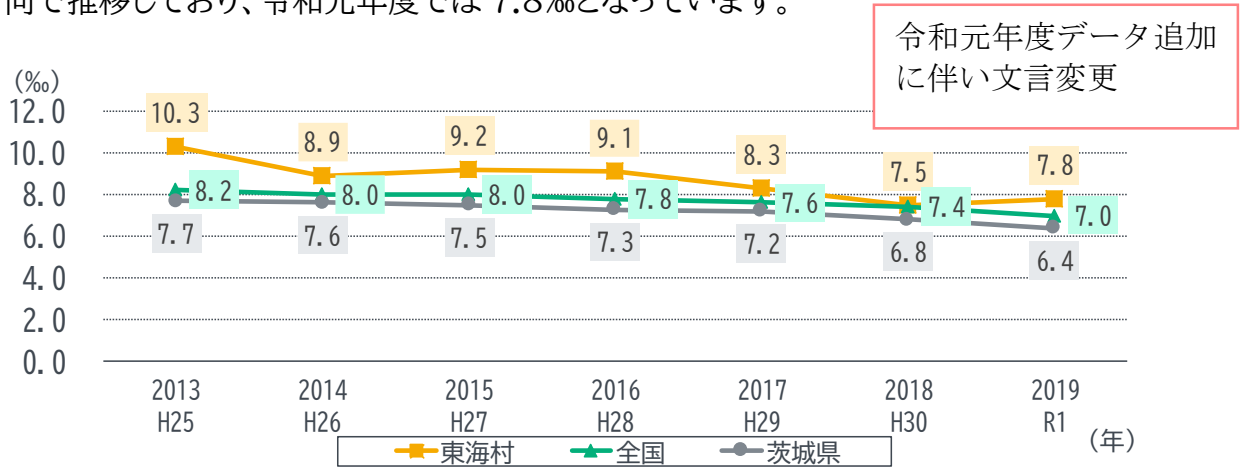
資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」  
各年10月1日現在  
東海村人口ビジョン(令和2年3月改訂版)

<sup>14</sup> 社会増減…人口増減の要因の一つで、引越し等に伴う転入と転出による人口増減のことをいう。なお、もう一つは、出生と死亡による自然増減である。

<sup>15</sup> 合計特殊出生率…「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、次の2つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## (2) 普通出生率の推移

本村の普通出生率(※<sup>16</sup>)は、国や県と比較すると高い水準にあります。減少傾向で推移しており、令和元年度では7.8%となっています。



資料：茨城県「人口動態統計」

‰ (パーミル) は、1000 分の 1 を 1 とする単位 (千分率)。

## (3) 前期・後期高齢者数の推移と将来推計

本村の高齢者数は年々増加しており、平成27年度には8,941人となっています。

将来推計人口によると、高齢者数はその後も増加を続けるほか、令和7年度には団塊の世代が75歳以上となり、本村の高齢者数に占める後期高齢者の割合が高くなることが推計されています。

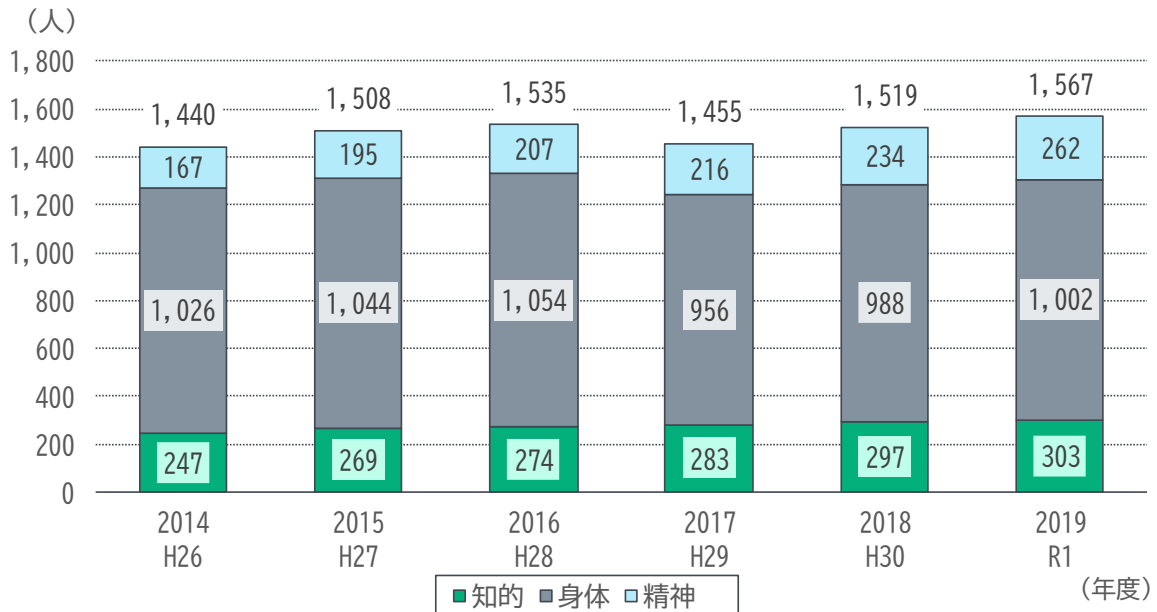


資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」各年10月1日現在

<sup>16</sup> 普通出生率…一定人口に対するその年の出生数の割合をいう。通常、人口1,000人当たりにおける出生数をいう。なお、合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数をいう。

#### (4) 障害者手帳所持数の推移

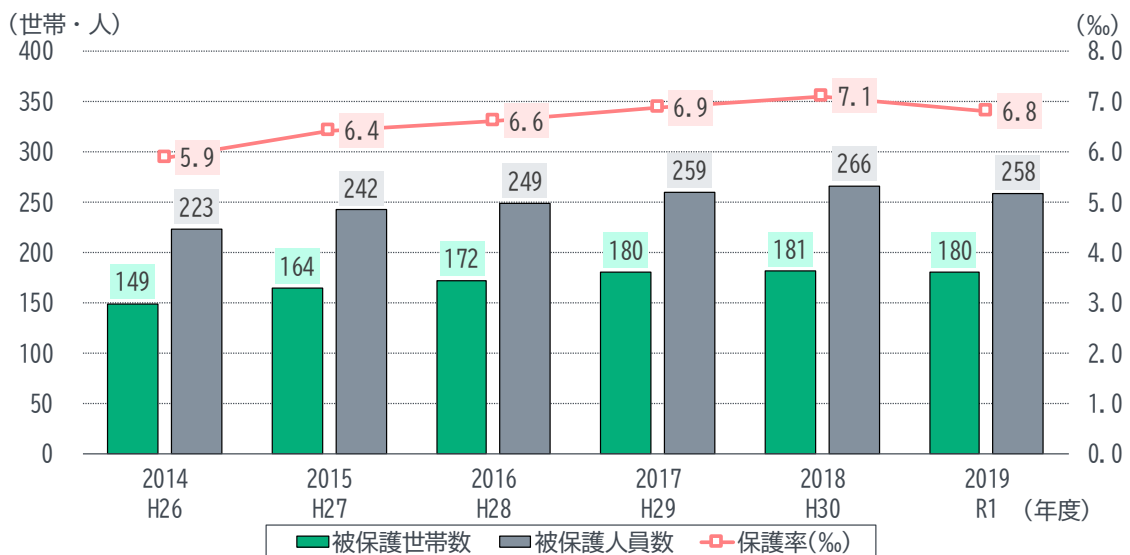
増加傾向で推移しており、令和元年度には全体で1,567人となっています。



資料：東海村福祉部障がい福祉課調べ

#### (5) 生活保護受給者・保護率の推移

令和元年度では、前年よりも生活保護受給者、保護率ともに減少しているものの、5年前の平成26年度と比較すると増加しており、被保護世帯数が180世帯、被保護人員数が258人、保護率が6.8%となっています。



資料：茨城県保健福祉部福祉指導課掲載データ

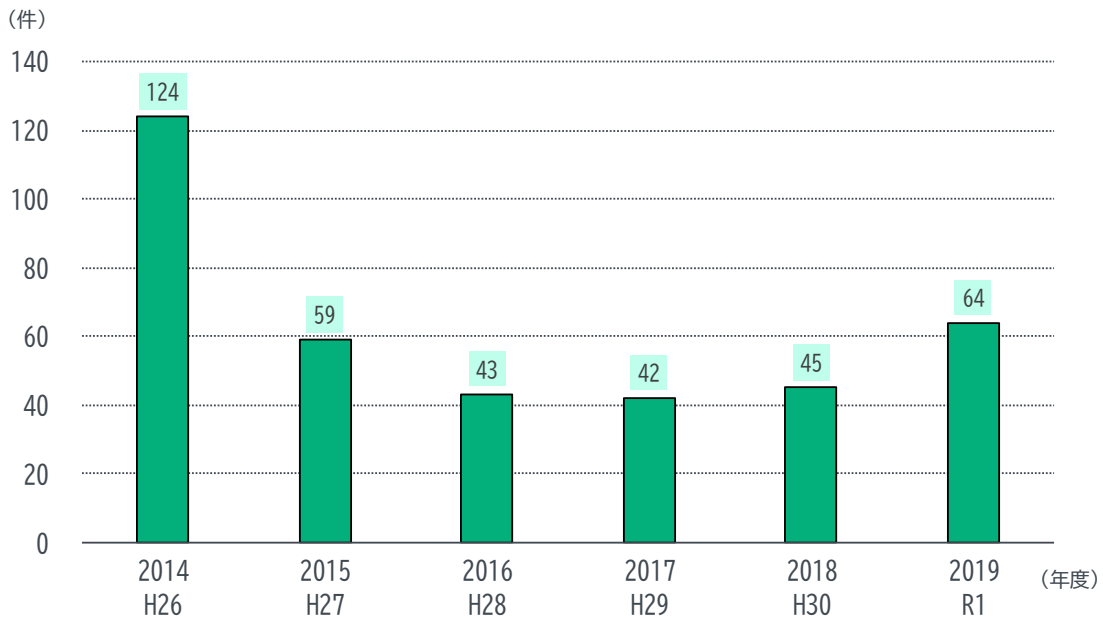
平成26年度のみ3月1日時点、平成27年度以降は各年3月末時点

各データは保護停止分を含む。

‰(パーミル)は、1000分の1を1とする単位(千分率)。

### (6) 権利擁護相談件数の推移

地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数は、平成26年度以降減少傾向でしたが、平成30年度から増加傾向に転じており、令和元年度では64件となっています。

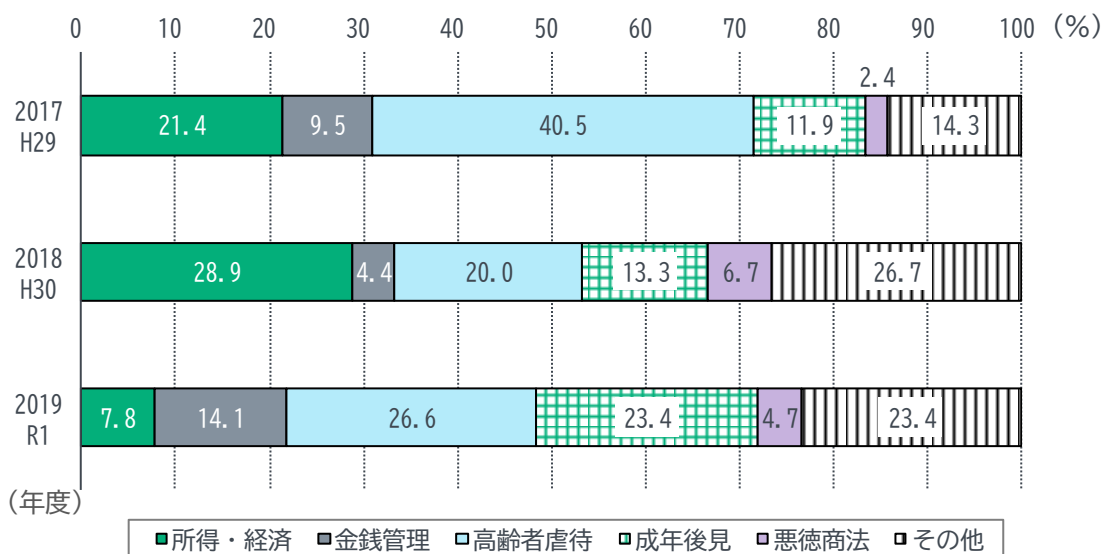


資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

### (7) 権利擁護相談内容の推移

相談内容について、令和元年度では高齢者虐待に関するものが最も多く、26.6%となっています。

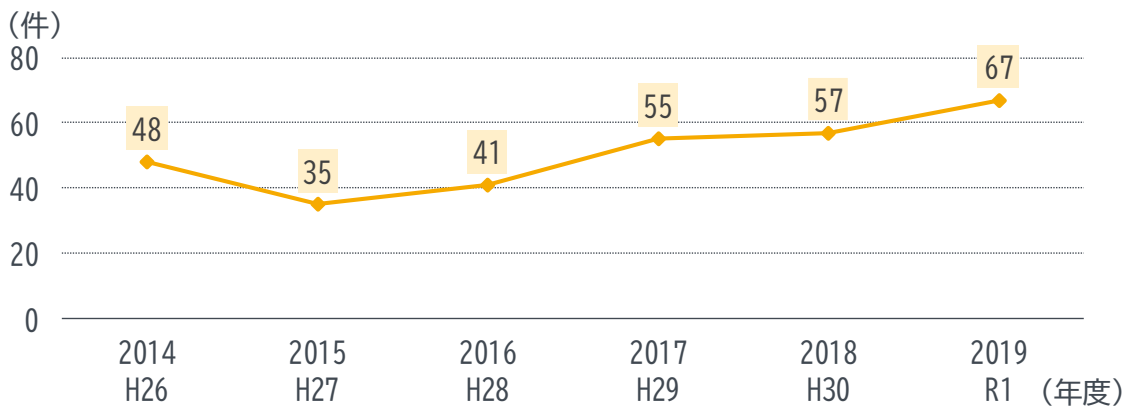
また、近年では成年後見についての相談が多くなってきています。



資料：東海村福祉部高齢福祉課調べ

### (8) 児童虐待相談件数の推移

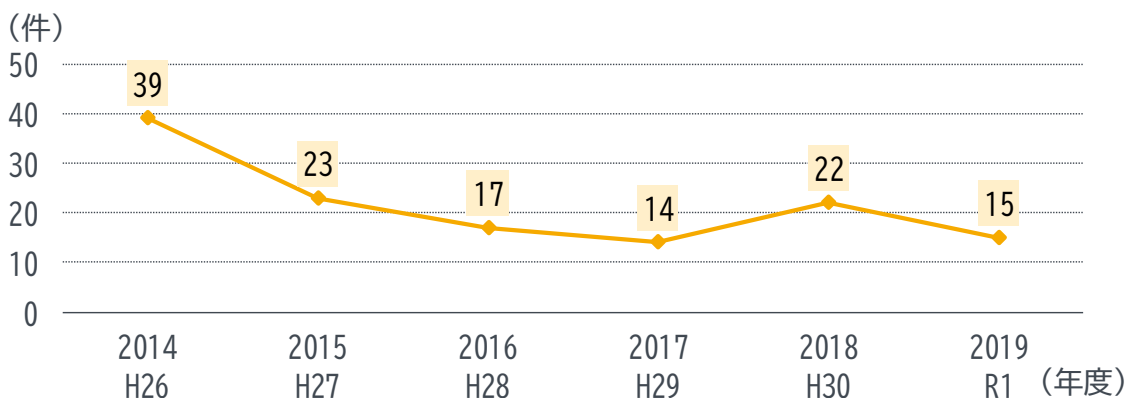
平成27年度以降は増加傾向にあり、令和元年度には67件となっています。



資料：東海村福祉部子育て支援課調べ

### (9) DV（家庭内暴力）に関する相談件数の推移

減少傾向で推移していますが、令和元年度には15件の相談がありました。



資料：東海村福祉部福祉総務課（村民相談室）調べ

高齢者数の増加により、福祉サービスの受け手が増えていく一方で、少子化の進行と人口減少により、地域の担い手が不足していくと考えられます。また、団塊世代が後期高齢者となっていくことから、これまで活躍していた地域の担い手が減少することも予想されます。令和22年頃に向けて団塊ジュニア世代が前期高齢者層に入ってくることから再び増加しますが、就労を継続する高齢者が増加傾向にあることから、地域の担い手の確保はますます困難となることが予想されます。

他にも、障害者手帳所持数や生活保護受給者が増加の傾向にあることから、地域で課題を抱える人が増加していくことが予想されます。

権利擁護に関する相談では、特に高齢者虐待や成年後見に関する内容が多くなっています。今後高齢化が進行し、高齢者数が増加していくことから、高齢者に対する権利侵害の問題が増加することが懸念されます。児童虐待、家庭内暴力といった問題も依然として発生していることから、人権教育を一層進めるとともに、権利擁護のための施策を充実していくことが求められます。

## 2. 地域福祉に関する住民の意識（ニーズ調査より）

地域福祉計画の策定にあたり、住民の皆さん、民生委員・児童委員、地区社協、介護・障がい等サービス事業所を対象に、以下のニーズ調査を実施しました。

### 【住民ニーズ調査】

調査対象	村内在住の16歳以上の方(無作為抽出)
調査期間	2020年3月19日から4月20日まで
実施手法	郵送調査法
配布数	3,000
回収数	1,020
回収率	34.0%

### 【民生委員・児童委員ニーズ調査】

調査対象	村内の民生委員・児童委員の方
調査期間	2020年6月19日から7月9日まで
実施手法	郵送調査法
配布数	61
回収数	56
回収率	91.8%

### 【地区社協役員ニーズ調査】

調査対象	村内の地区社会福祉協議会(地区社協)役員の方
調査期間	2020年6月25日から7月13日まで
実施手法	手渡し
配布数	27
回収数	19
回収率	70.4%

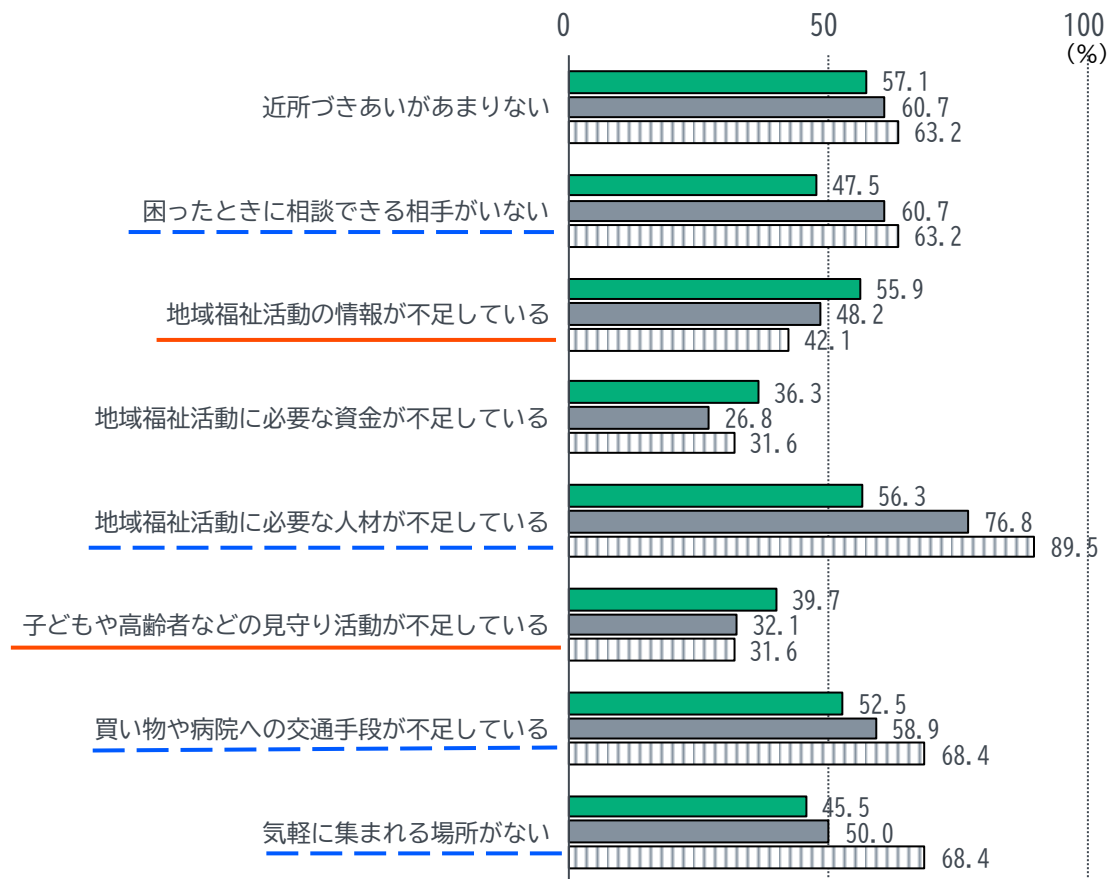
### 【成年後見制度に関する介護・障がい等サービス事業所ニーズ調査】

調査対象	村内の介護・障がい等サービス事業所の方
調査期間	2020年6月19日から7月13日まで
実施手法	手渡し
配布数	26
回収数	19
回収率	73.1%

### ①地域福祉に関する問題点や不足しているもの

住民が課題と感じていることは、「地域福祉活動の情報不足」「子どもや高齢者などの見守り活動の不足」などです。

民生委員・児童委員と地区社協役員が課題と感じていることは、「地域福祉活動の人材不足」「困ったときに相談相手がいないこと」「買い物や病院への交通手段の不足」「気軽に集まれる場所がないこと」などです。

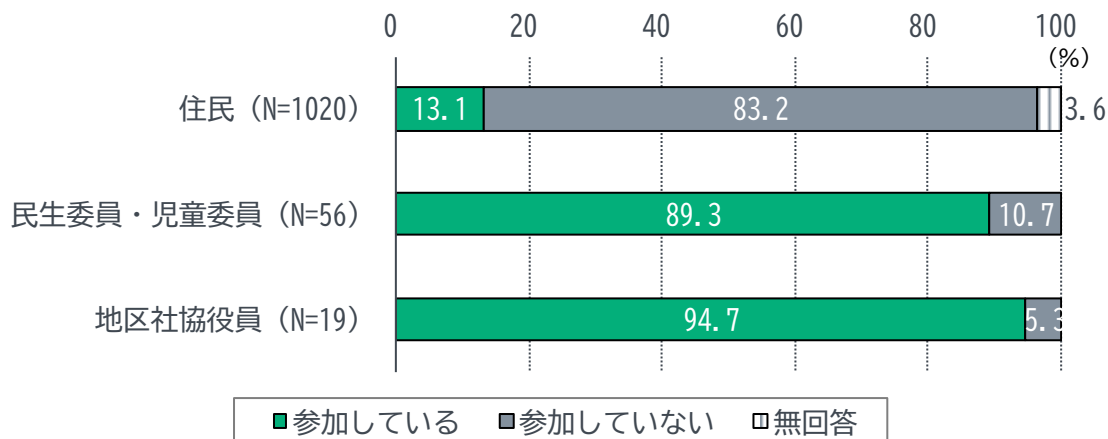


■住民 (N=1020) ■民生委員・児童委員 (N=56) □地区社協役員 (N=19)

※「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4段階の回答のうち、「そう思う」と「ややそう思う」を合計

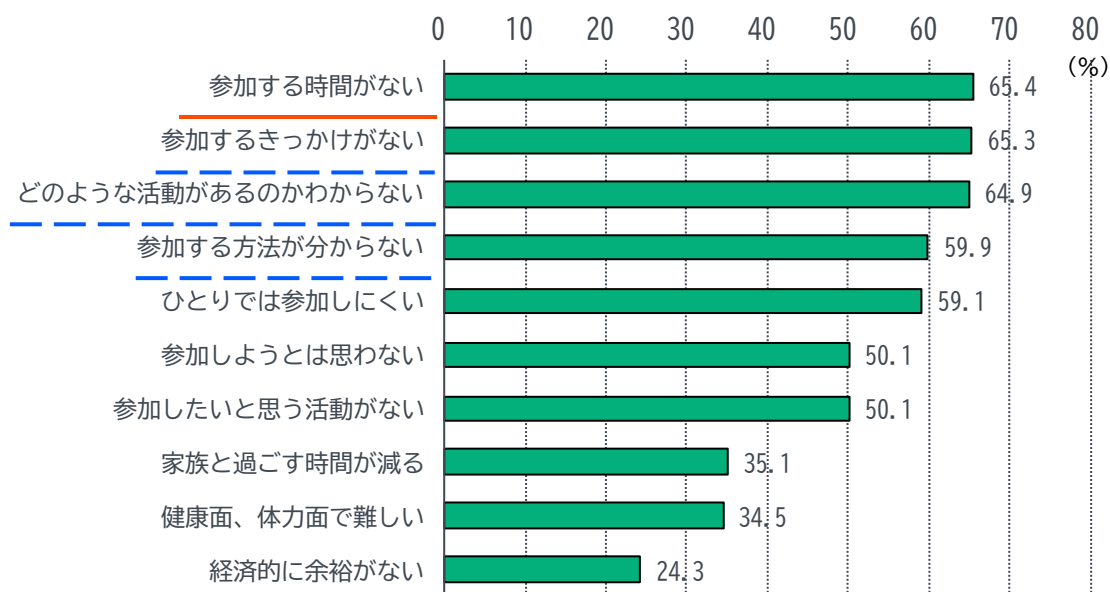
## ②地域福祉活動への運営側としての参加状況

住民の運営側としての参加は13.1%で、民生委員・児童委員、地区社協役員は9割前後が参加しています。



## ③地域福祉活動参加に対する課題（住民のみ）

住民が参加に対して課題と感じていることは、「参加する時間がない」が最も多く、「参加するきっかけがない」「どのような活動があるのかわからない」「参加する方法がわからない」といった情報の不足によるものが続いています。

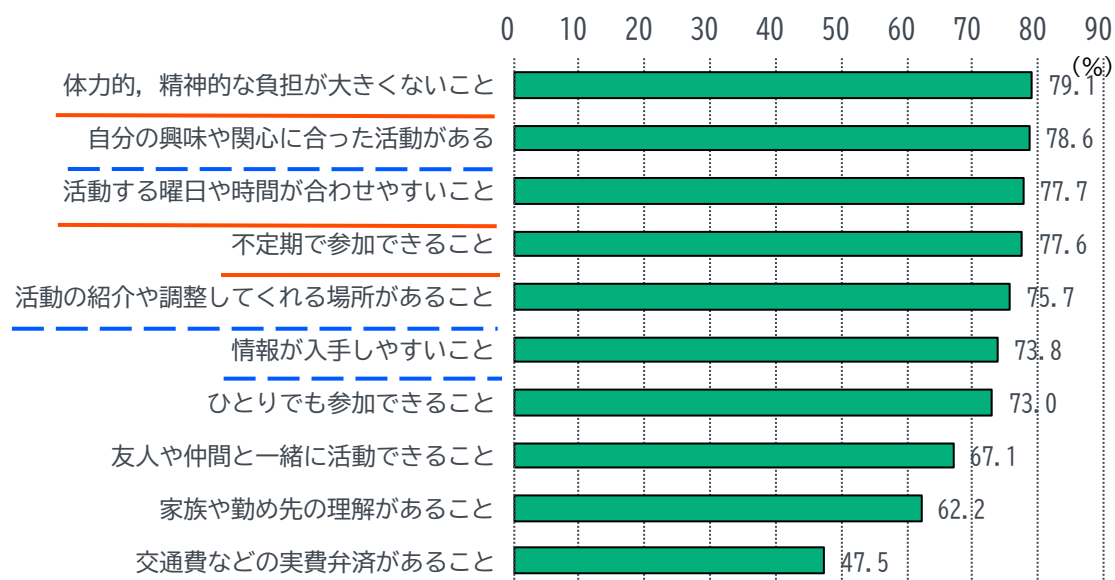


※「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4段階の回答のうち、「そう思う」と「ややそう思う」を合計 (N=1020)



#### ④地域福祉活動への参加の動機となること（住民のみ）

参加への動機としては、「体力的、精神的な負担が大きくないこと」や「活動する曜日や時間が合わせやすいこと」「不定期で参加できること」といった、負担の少なさや参加しやすさに関することや、「自分の興味や関心にあった活動があること」「活動の紹介や調整してくれる場所があること」「情報が入手しやすいこと」といった、情報の受発信によって解決しそうなことが多くなっています。

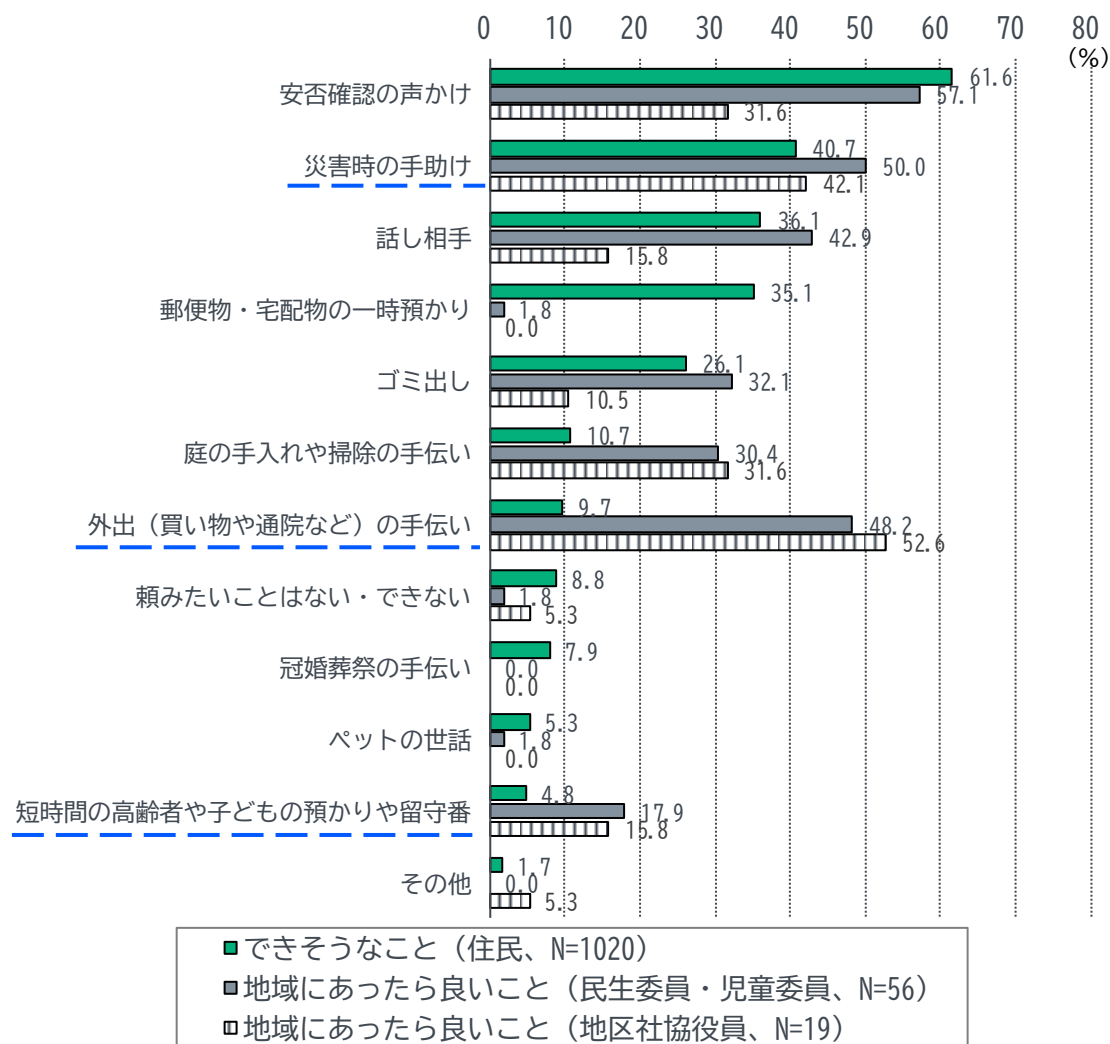


※「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4段階の回答のうち、「そう思う」と「ややそう思う」を合計 (N=1020)

⑤近所の人に頼まれたらできそうなこと（住民）、地域にあったら良いこと（民生委員・児童委員、地区社協役員）

住民の「できそうなこと」よりも、民生委員・児童委員や地区社協役員が「地域にあったら良い」と感じているのは、「災害時の手助け」「外出（買い物や通院など）の手伝い」「短時間の高齢者や子どもの預かりや留守番」などです。

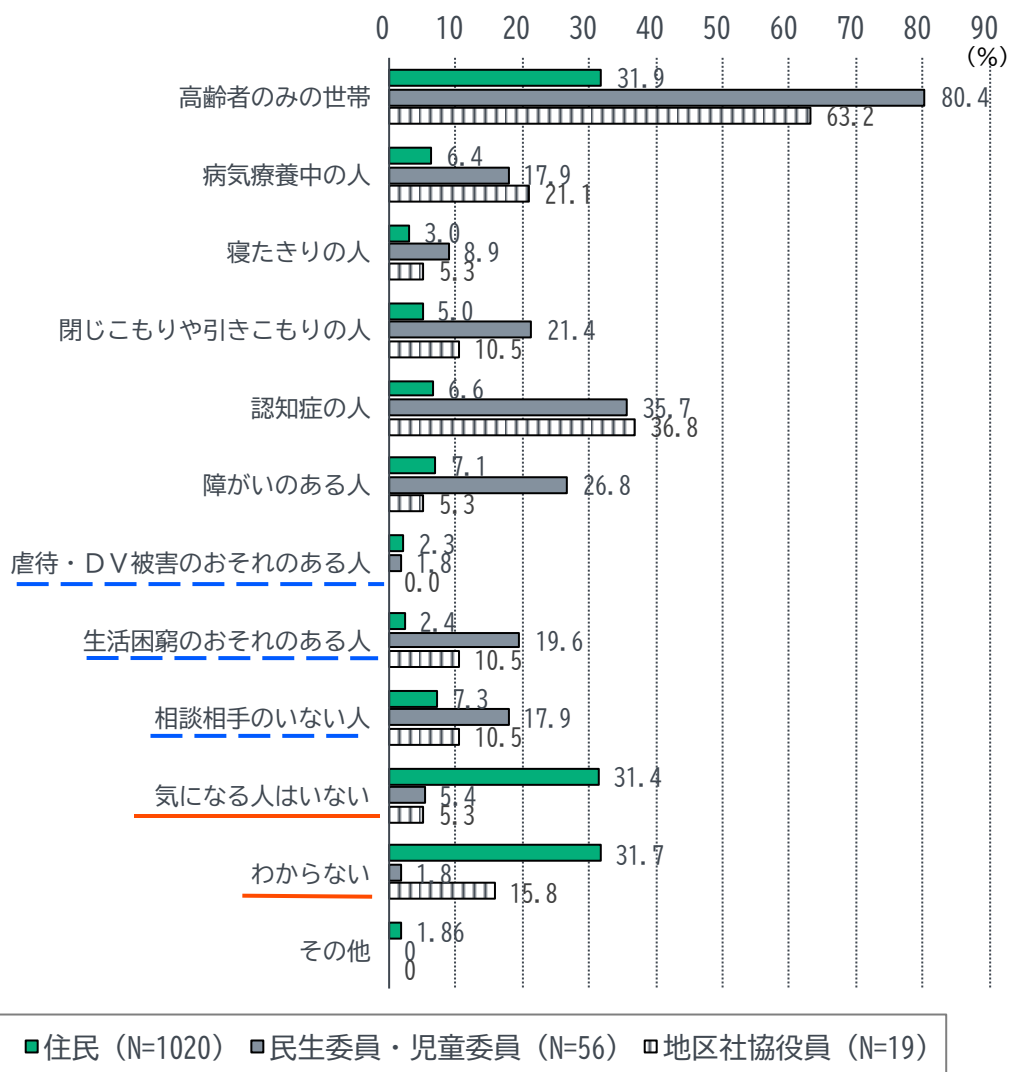
これらの手助けは、住民も必要なものと感じてはいるが、相手の身の安全にかかわることであることから、積極的に「できそう」とは言いにくいのではないかと思います。



### ⑥近所の支援が必要な人の存在について

近所に支援が必要な人について、「気になる人はいない」「わからない」と回答した住民がそれぞれ3割以上です。

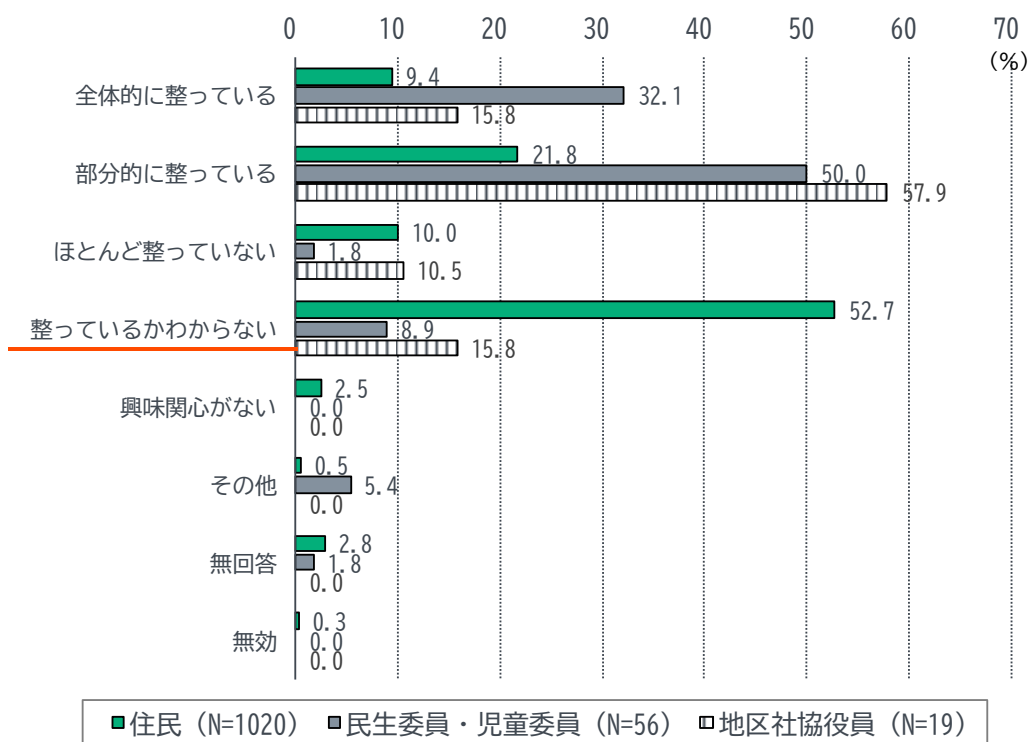
高齢者や認知症の人、障がいのある人などは、民生委員・児童委員や地区社協役員によって把握されていたり、福祉サービスが提供されていたりする可能性が高いですが、「虐待やDV被害者」「生活困窮者」「相談相手のいない人」などについては、近所の人気が付かないと見過ごされてしまう可能性があります。



### ⑦見守りや緊急時等の支援体制の整備状況

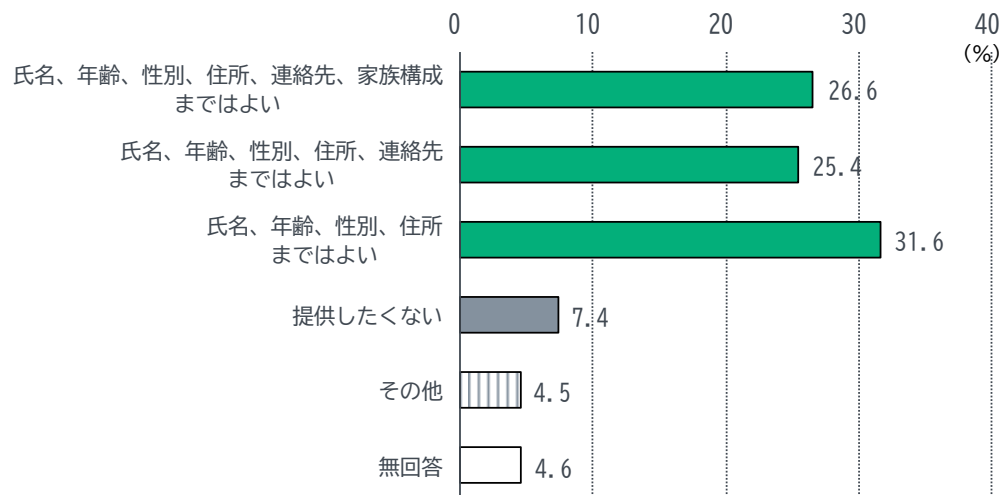
民生委員・児童委員と地区社協役員は、7割以上が「全体的に整っている」「部分的に整っている」と回答していますが、住民は5割以上が「整っているかわからない」と回答しています。

住民に対する情報提供や、民生委員・児童委員、地区社協との関わりなどを強めていく必要があると考えられます。



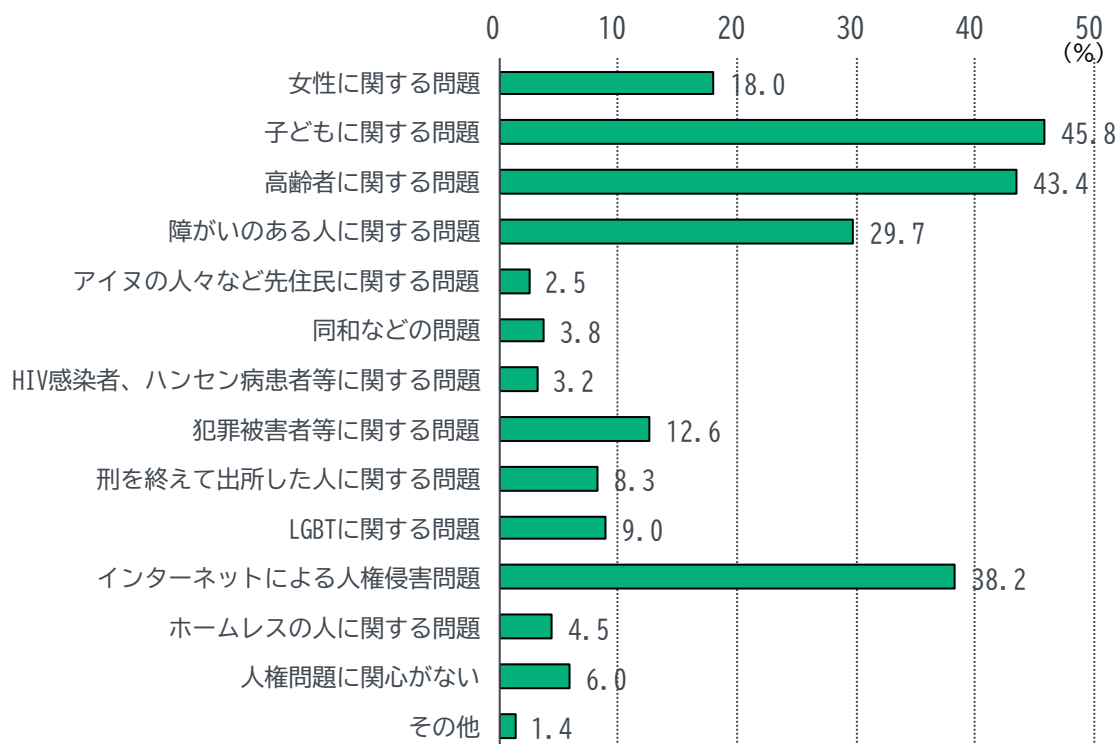
### ⑧支援を受ける場合の個人情報の提供範囲（住民のみ）

8割以上の住民は、地域から支援を受ける場合に個人情報を提供してもよいと考えていますが、提供したくないと考える住民もいることから、情報管理と利用ルールの明確化と丁寧な説明が必要と考えられます。



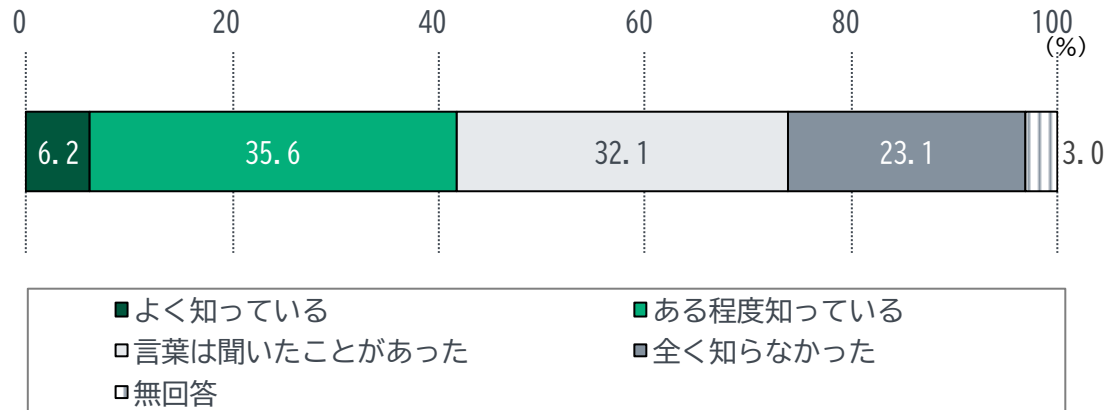
### ⑨関心のある人権課題（住民のみ）

子どもや高齢者、障がい者に関する問題から、女性に関する問題や犯罪被害者に関する問題、LGBTに関する問題など、人権課題に対する意識の高まりが感じられます。インターネットによる人権侵害問題については、スマートフォンの普及などにより近年急激に増加しているものであり、学校教育や家庭教育、社会教育の分野などでも対応を強化していく必要があります。



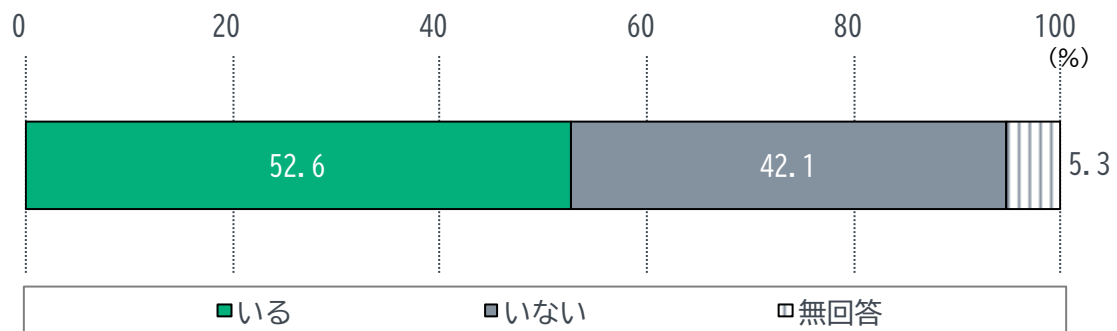
### ⑩成年後見制度の認知度（住民のみ）

「良く知っている」「ある程度知っている」との回答が約4割で、2割以上が「全く知らなかった」と回答しています。



### ⑪制度の申立てが必要な人はいるか（介護・障がい等サービス事業所のみ）

52.6%の事業所で「いる」としています。



### 3. 地域福祉を取り巻く国の動向

第2章で述べてきたように、本村には様々な地域課題が存在しています。また、これらの課題は本村だけでなく、全国的なものとなっています。

この対策として、国は平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、「地域共生社会」を実現するという目標を掲げました。地域共生社会とは、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者などすべての人が生きがいと役割を持ち、地域の人と繋がりを持って助け合いながら暮らす社会のことです。

現在、地域共生社会の実現に向けて、各福祉分野で法制度を整備するとともに、分野をまたぐ地域課題を包括的に支援するための体制の構築を進めています。

下記にその一部を簡単に紹介します。

#### 地域福祉

##### 【生活困窮者自立支援制度】

昨今の生活保護受給者や生活困窮者の増加を踏まえ、平成27年4月に施行され、平成30年6月に改正されました。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方を対象に、個別に相談を受け、その方が自立できる方法を支援員と一緒に考えて、本人の状況に応じて必要な支援機関に結び付け、自立を目指していきます。

実施主体は、「福祉事務所設置自治体」であり、具体的な支援方法は以下のとおりです。

##### ①自立相談支援

就労その他の自立に関する相談支援、自立プランの作成などを行います。

##### ②住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った方に対し、家賃相当の給付金(有期)を支給します。

##### ③就労準備支援

就労に向けた支援や就労機会を提供します。

##### ④家計改善支援

家計相談支援や貸付のあっせん等を行います。

##### ⑤学習・生活支援

生活困窮世帯の子どもへ、学習支援や学習場所を提供します。



東海村は福祉事務所を設置していないため、茨城県が実施するこの事業に協力していますが、より住民に近い存在であるため、一次窓口として生活に困っている方からの相談に最初に対応したり、地域で対象者を早期に発見し、支援につなげていく役割が求められています。

そのためにも、行政内部の連携はもちろんのこと、各専門機関・団体、地域住民に広く働きかけるとともに、職員が対象者宅に直接足を運んで状況を把握する「アウトリーチ」の手法を身に付けていく必要があります。

## 高齢者福祉

### 【介護保険法等の改正】

令和7年には、団塊の世代がいわゆる後期高齢者になり、日本は人口の高齢化のピークを迎えます。また、令和22年には団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢者数がさらに増えると考えられます。

人口の高齢化に伴い、将来的に介護サービス需要の増加や、高齢者福祉を担う人材の不足が予想されることから、国では現在、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最期まで自分らしく生活するために必要な医療、介護、福祉サービス等を一体的に提供するとともに、地域全体で生活を支え合うという「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムをさらに推進し、地域共生社会を実現するため、令和2年6月に介護保険法等が改正されました。改正内容は以下の通りです。

### ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築

市町村において、地域住民の多様な生活課題を解決するため、新しい事業の創設を推進します。(50ページ「重層的支援体制の整備」参照)

### ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

認知症に関する施策の推進や、高齢者向け住まいの設置状況の把握と質の確保に努めます。

### ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進

質の高い医療・介護サービスを提供するため、医療・介護分野のデータの利活用を促進します。

### ④介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

担い手不足が予想されることを踏まえ、介護人材の確保・資質の向上や介護に係る業務の効率化を進めます。

### ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業の効率化や質の向上を目的に、社会福祉法人間の新しい連携体制として、「社会福祉連携推進法人」が創設できるようになりました。





## 障がい児・者福祉

少子高齢社会の進行等の社会情勢が変化する中、障がい児・者を取り巻く状況は、障がいのある人の高齢化が進むとともに、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、状況は大きく変化しています。

このような状況下、最近の国の動きは主に次の3点にまとめられます。

### ①「障害者の権利に関する条約」の批准・発効（平成26年）

条約には、障がいを理由とする差別の禁止と「合理的配慮」（障がい者が他の者と平等に全ての人権等を享有・行使するために必要な調整等）が規定されています。国連総会における平成18年の条約採択及び平成19年の我が国の署名以降、関連する国内法の整備を進めてきたことを踏まえ、平成26年に批准・発効に至りました。発効により障がい者を社会の対等な一員である「権利の主体」として、国際的な枠組みの中で、自らの意思により社会、経済文化その他あらゆる分野への参加を促進するための改革を進めることが求められ、障がい者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されています。

### ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正（平成28年）

改正により、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援策の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための規定が盛り込まれました。また、障がい児や医療ケア児への支援体制を整備するために、市区町村において障害児福祉計画を策定することが義務付けられました。

### ③「社会福祉法」の改正（平成30年）

「地域共生社会」の考え方が法に明確に位置付けられ、障がい児・者施策においても、障がい者福祉分野のみにとらわれず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、障がい者福祉の推進を図ることの重要性がこれまで以上に重要視されることとなりました。

令和2年5月、国は、都道府県及び市区町村が令和3年度を初年度として策定する「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」に係る新たな基本指針を定めました。基本指針では、都道府県及び市区町村に対し、引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことを求めています。

障がいのある人自身の「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による医療や障害福祉サービス等に代表される「共助」、行政の責任で行う「公助」の視点を複合的にかんがみた取り組みがより一層求められています。

## 子ども・家庭福祉

### 【子育てをめぐる現状と国の子ども・子育て支援施策】

近年、わが国における少子化は急速に進行し、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加なども加わり、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

こうした変化を受け、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

しかしながら、その後も依然として待機児童が発生し続けており、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の前倒し実施、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も国県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

### 【「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」の策定】

平成27年に「子ども・子育て支援法」が施行されたことにより、村では同法に基づき設置された「東海村子ども・子育て会議」の審議を経て、「第一期東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の確保を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進してまいりました。さらに、第一期計画の到達点を検証し、更なる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量を充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してまいります。

#### (1) 幼児期の教育・保育の確保

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、教育・保育の量の充実を計画的に実施できるよう、確保方策を設定します。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本村が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

### 【児童虐待を防止するための取組み】

平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」施行から20年が経過しました。この間、児童福祉法と合わせて8回の大きな改正が行われ、令和元年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」により、子どもの権利擁護に関し、親権者等による体罰禁止



の法定化、児童相談所の体制強化、関係機関間におけるDV対策の連携等の措置が講じられました。このように、子ども虐待については発生予防、早期発見、早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援等、切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されています。

そこで、国は地方公共団体に対して、要保護児童の適切な保護や、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置するよう努めることとしています。

また、虐待予防の観点から、母子保健担当部署と関係機関が連携し、出産後の母子が健やかな生活を送るための支援も重要であることから、国は、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置を促進しています。

さらに、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターが連携し、その機能を最大限に発揮できるよう、調整力を発揮し、地域の総合力を高めていく「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を整備することで、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが期待されています。

国においては、児童虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならないと児童虐待防止法に規定されている保育所、幼稚園、学校、児童福祉施設、医療機関、母子生活支援施設等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について、引き続き周知していくとしています。

虐待事例への支援は地域の関係者が協働して取り組むことが肝要ですが、その効果的な連携のためには、「誰が」「何を」「どのように」見守るのか、各関係機関の役割分担を確認し、徹底する必要があることから、国としては、要保護児童対策地域協議会等において各機関が情報を共有し、子どもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関間のネットワークの強化が必要不可欠であるとしています。



## 重層的支援体制の整備

地域で支援を必要としている人には、親の介護と子育てを同時に行うダブルケアや、高齢の親がひきこもりの子どもの生活を支えるいわゆる8050問題など、分野を超えた地域課題を抱えているケースが少なくありません。

このように複雑化・複合化した地域住民のニーズに対応するため、複数の地域課題を包括的に支援する体制づくりを市町村で進めるよう、平成29年に社会福祉法等を含めた地域福祉に関する法律が改正されました。

その後、令和2年の法改正では、包括的支援体制をより強化していくために、「重層的支援体制整備事業」という新しい事業の創設が定められました。

本事業では、以下の3つの支援を一体的に行うことを想定しています。

### ①相談支援

- ・ 包括的相談支援：相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、どのような相談でも受け止めます。
- ・ 多機関協働支援：受けた相談のうち、複雑化・複合化しているものについては、多分野の相談支援関係者が円滑に連携して解決にあたるよう支援します。
- ・ アウトリーチ等を通じた支援：  
長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合は、アウトリーチ等の手法を用いて、要支援者本人との関係性の構築を図ります。

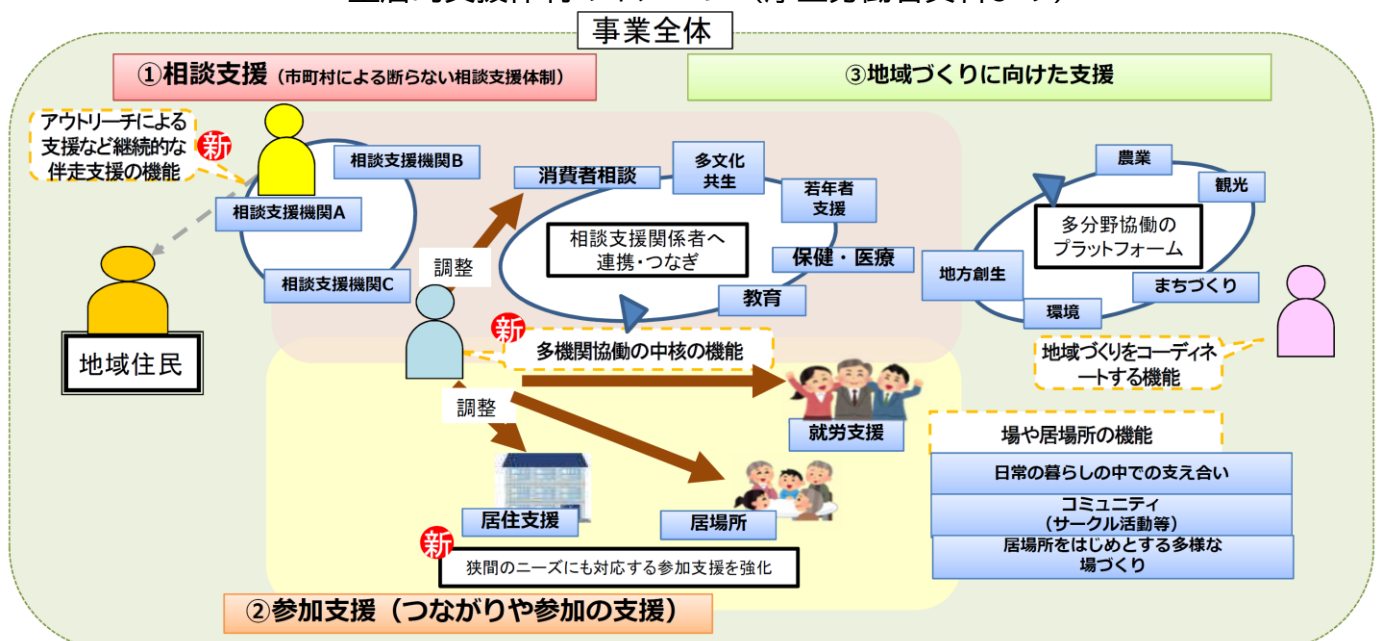
### ②参加支援

社会とのつながりが薄れている人には、本人のニーズと地域資源との間を調整し、就労支援や居住支援等によって社会参加を促します。

### ③地域づくりに向けた支援

要支援者が地域社会から孤立することを防ぐため、多世代との交流や多様な活躍の場を確保します。

重層的支援体制のイメージ（厚生労働省資料より）



## 第3章 計画の実施状況と見直し

ここでは、第3次計画の評価結果を公表し、第4次計画へつなげていくために、地域福祉計画推進会議内で検討した内容をご紹介します。

### 第3次計画の評価方法

第3次計画では、策定後の計画の評価方法についてあらかじめ定め、平成28年度以降の作業をスムーズに行えるようにしました。併せて、第3次計画から第4次計画への改定作業もスムーズに行えるよう、第3次計画期間中から地域住民や地域福祉関係者へのニーズ調査や地域福祉関係各課による意見交換会を行い、次期計画への課題や実施すべき施策を抽出しました。

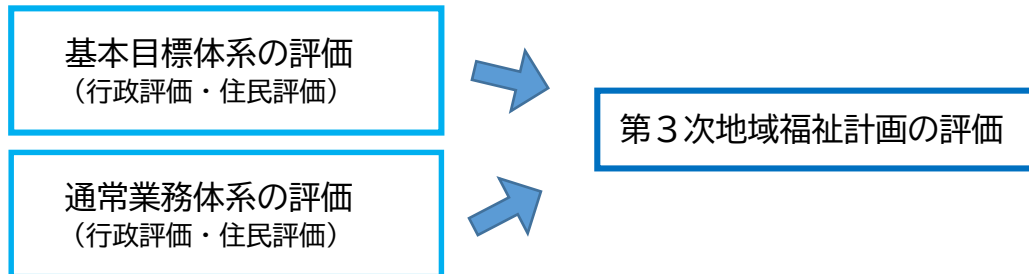
#### 【第3次地域福祉計画の評価スケジュール】

- ①計画期間中は、年度ごとに評価を行いました。
- ②平成30年度には中間評価を行い、その結果をもとに、残り2年間の進め方を検討しました。
- ③令和2年度には計画期間全体についての総合評価を行い、その結果をもとに第4次地域福祉計画を策定しました。

評価	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度評価	●	●	●	●	●
中間評価			●		
総合評価					●

### 【評価の出し方】

- ①基本目標体系と通常業務体系それぞれに、行政評価と住民評価（地域福祉計画推進会議委員による評価）を行いました。
- ②両体系の評価結果を踏まえ、計画全体を総合的に評価しました。



また、評価の際は、下記の「3つの視点」を考慮して評価・考察を行いました。

### 【基本目標体系を評価する際の3つの視点】

視 点	評価内容
タスク・ゴール	・施策がどの程度達成できたか。
プロセス・ゴール (定性評価を実施)	・計画の策定・推進の過程で、住民や関係者の意識がどのように変化してきたか。 ・行政として、主体的に問題解決に当たるべきことが、どの程度解決・改善し得たか。 ・住民が主体的に取り組むための働きかけを行政がどの程度できたか。
パートナーシップ・ゴール (定性評価を実施)	・関係機関、住民との関係性がどの程度強まってきたか。 ・関係機関、住民と「連携」の強化がどの程度できたか。 ・民間団体・組織と「協働」の開発・推進の取組みがどの程度できたか。

### 評価にあたって考慮すべきこと

第2次計画までの評価では、数値化可能な実績を出せる施策の場合、単純に数値の増加(減少)のみで実績を計っていました。しかし、例えば、住民からの相談件数を計上する場合、同じ「1件」でも、その内容は軽微な問合せであったり、深刻な福祉課題を含んだ相談であったりと、内容は様々です。第3次計画からは、これらを同じ「1件」として計上してしまうのではなく、より深刻な相談を受けた際には評価点数を高くできるような工夫をし、より実情に合った評価を行いました。

### 第3次計画の評価結果

上記の方法で評価を実施した結果、基本目標体系の評価は「B」、通常業務体系の評価は「A」となりました。

基本目標体系については、地域福祉の専門家からは行政主体の事業がその目的に沿って進められていると評価された一方で、住民の視点では取組みが地域に十分浸透するまでには至っていないと評価されたことから、これまでの取組みを一層推進していくことが求められ、総合評価は「B」となりました。

総合評価	基本目標	施策の方向性	総合評価
B	<b>1 人的資源</b> 地域福祉の心を育み、地域福祉に対する理解にあふれた人材を育成します。 行政評価結果:B 住民評価結果:A	1 住民に対し、地域福祉の重要性を伝える啓発・研修を行い、地域福祉の理念を広めます。	A
		2 住民に対し、地域福祉活動の魅力や必要性、参加方法を分かりやすく周知します。	B
		3 行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けられるような教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。	B
	<b>2 情報資源</b> 住民による小地域福祉活動を支援します。 行政評価結果:B 住民評価結果:B	1 小地域福祉活動に貢献する個人・団体を多方面からバックアップし、多様な担い手を育成します。	B
		2 小地域福祉活動を担う個人・団体同士の交流・連携・協議の場をつくり、住民主体の小地域福祉活動を推進します。	B
		3 今後の村の地域福祉のあり方について住民と協議する場をつくり、小地域福祉活動を村全体の地域福祉活動につなげます。	B
		★ 地域に地域福祉の専門職である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根ざした住民支援・小地域福祉活動支援を行います。	A
	<b>3 関係性の資源</b> 地域福祉の推進を目指した連携・協働の充実強化を図ります。 行政評価結果:B 住民評価結果:A	1 新たな福祉拠点のあり方について検討します。	B
		2 災害時における地域主体の防災体制づくりを支援します。	A
		3 多職種・多機関との連携や、地域活動者との協働により、各ライフステージ、領域における切れ目のない重層的な支援体制を構築します。	B
		4 生活困窮者に対する支援を推進します。	B
		★ 支援を必要とする人を早期に発見するための取組みを強化します。	B
		★ 個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりを行います。	C
	<b>4 物的資源</b> 福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護(アドボカシー)を推進します。 行政評価結果:B 住民評価結果:A	1 成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。	B
		2 全ての住民が相談しやすい福祉の窓口(総合相談窓口)をつくります。	C
		3 全ての住民の尊厳を守り、地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。	B

【基本目標ごとの評価・分析】

基本目標1	地域福祉の心を育み、地域福祉に対する理解にあふれた人材を育成します。	行政評価／住民評価
		B/A
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の理念を広める活動として、「東海村地域福祉計画子ども版」の小学校の人権教室での配布・解説や、住民座談会・シンポジウムなどを実施し、住民の福祉的視点は高まってきた。今後は中高生やイベントに参加しない住民にも広げる方法を考える必要がある。</li> <li>地域福祉活動に関する情報宣伝活動として、SNSによる情報発信や「やったん祭」での「地域福祉計画子ども版」の配布などを実施し、若者との接点を持つことができた。今後は多様化した情報受発信のツール(紙媒体も含む)のより効果的な活用方法を考える必要がある。</li> <li>行政職員の地域福祉に関するスキルアップについて、新規採用職員研修、地域共生社会研修会、地区自治会活動への若手職員の派遣などを実施し、職員の福祉知識の取得や現場の理解につながった。今後は対象職員の拡大や現場への継続的な派遣による関係性の深化などに取り組んでいく必要がある。</li> </ul>		

基本目標2	住民による小地域福祉活動を支援します。	行政評価／住民評価
		B/B
<ul style="list-style-type: none"> <li>小地域福祉活動のバックアップとして、ボランティアポイント制度の実証や地域支え合い団体補助制度の実施などにより、地域住民との関係強化や地域の居場所づくりにつながったが、新たな担い手の確保という点では、十分な成果が得られなかった。今後は金銭的支援ではない別な視点での支援策も検討していく必要がある。</li> <li>小地域福祉活動を担う団体の連携・協議の場づくりとして、「相談支援包括化推進会議」を立ち上げ、地域の関係団体と行政職員とが地域の課題や情報を共有し、連携した取組みも進んできた。しかし、連携を図るべき分野が残っており、引き続き事業を推進していく必要がある。</li> <li>「相談支援包括化推進会議」は村全体としての協議の場として定例化してきたが、小学校区や単位自治体ごとの協議体制の整備を進めていく必要がある。民生委員・児童委員の意見や要望などを関係各課に提供し、改善を図ったが、今後はその他の団体や住民からの意見を集約し、改善を図る取組みが必要である。</li> <li>専門職による小地域福祉活動支援として、「支え合いコーディネーター」を配置し、同コーディネーターを軸とした関係各課や村社協、病院、施設などによるカンファレンスの実施など、複合的な課題への対応が進み、身近で相談しやすいと高い評価も得ているが、まだ住民全体への認知度の向上や、相談件数の増加への対応などが必要である。</li> </ul>		



基本目標3	地域福祉の推進を目指した連携・協働の充実強化を図ります。	行政評価／住民評価
		B/A
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災体制づくりとして、安心サポーター制度や自主防災訓練等が定着し、防災組織での災害時に備えた設備の充実が図られている。重度障がい者に対する避難所の確保や感染症に対応した避難所運営要領の変更なども評価できるが、自治会に加入しない若年層など、災害時の避難場所や方法などについて理解していない村民に対するアプローチも必要である。</li> <li>重層的な支援体制の構築に向けて、多様な生活課題を有する要支援者に対するケース会議を、村内関係者及び外部の関係者(保健所や警察など)も含めて実施し、参加者のスキルアップや支援組織の関係強化につながった。こうした取組みを今後も継続していくとともに、より効果的な連携体制の強化に向けた協議を進めていく必要がある。</li> <li>生活困窮者に対する支援として、「東海村フードバンク地域連携推進事業」を実施したところ、フードBOXへ多くの寄付が寄せられた。今後は住民が見守りなどにおいても関係機関とともに生活困窮者を支える仕組みづくりを検討する。</li> <li>要支援者の早期発見のための取組みとして、様々な分野に対する情報提供や民生委員・児童委員への協力依頼などで早期発見・早期対応が実現したケースがみられた。今後については、最も身近な地域住民の協力が得られるよう、取組みを広げていく必要がある。</li> <li>個人情報取り扱いについて、民生委員・児童委員への研修や住民ニーズ調査を実施したが、見守りや支え合いに必要な情報の取扱いのルールづくりには至っておらず、協議を深めルールを作るとともに、より多くの住民への理解を促進する必要がある。</li> </ul>		

基本目標4	福祉的な支援を必要とする全ての人々の権利擁護(アドボカシー)を推進します。	行政評価／住民評価
		B/A
<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用促進について、普及啓発や個別相談対応、市民後見人の養成などを実施し、実際の支援につながることができた。この間、行政と関係機関の連携強化は進んだが、今後はより多くの住民への周知と利用のハードルを下げる必要がある。</li> <li>相談しやすい福祉の窓口づくりとして、窓口業務における庁内連携について周知した結果、要支援者が来庁した際に各担当課から福祉部の各課に情報提供が行われるようになった。今後についても職員の意識や知識の向上を図り、「気づいてつなげる」職員の増加を図る。</li> <li>権利擁護について、介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所での実地調査などにより虐待の未然防止や早期発見につないでいる。今後についても様々な形での啓発活動や関係各課との連携強化を図る。</li> </ul>		